

中野区教育委員会会議録 平成24年第1回臨時会

○開会日 平成24年1月6日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時40分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
-----	---------

教育長

田 辺 裕 子

○傍聴者数 0人（非公開）

○議事日程

〔協議事項〕

（1）区立小中学校再編計画の改定について

中野区 教育委員会
第 1 回臨時会
(平成 2 4 年 1 月 6 日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日、教育委員は全員出席です。

事務局職員として、協議事項の「区立小中学校再編計画の改定について」に関する職員として、次長、子ども教育経営担当、学校再編担当、学校教育担当、指導室長、学校・地域連携担当、子ども教育施設担当に出席をお願いしておりますので、ご了承ください。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

山田委員長

協議事項、「区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

山田委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の「区立小中学校再編計画の改定について」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の教育委員会の場で確定していない学校名を挙げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいと考えられ、また、そのことによって公正な審議が保てないことなども考えられます。したがって、本日の協議も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき非公開とし、その会議録については、再編計画の素案が発表されるまでの期間、非公開としたいと思いますが、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

それでは、全員賛成なので非公開といたします。

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

山田委員長

本日は、資料が四つ出ておりますが、まず、資料1について事務局から説明を受け、質疑を行った後に、資料2から4についてはまとめて事務局からの説明を受け、協議に入りたいと思います。

それでは、資料1について事務局から説明をお願いいたします。

教育委員会事務局次長

それでは、「学校改築（新たな再編計画）に向けた諸条件（仮定）と財政運営のイメージ」につきまして、私からご説明をさせていただきます。

まず、冒頭、資料のご確認をお願い申し上げます。

まず、資料1がA4判1枚、裏表になっております。次の資料1-1からがA3判になってございます。資料1-2、1-3、1-4、1-5。そして最後に、資料1-6はA4判1枚のものでございます。計7枚の資料を使いましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、資料1-5をお開きいただきたいと思います。A3判で、「改築期（50年）を迎える年度別学校一覧（統合校含む）」というものでございます。これは表題のとおりでございまして、年度は平成ですべてあらわしてございます。まず、改築期50年を既に迎えている学校が、ここでご覧いただけますように、第三中学校、北中野中学校、鷲宮小学校、第二中学校と4校ございます。来年度、同様に50年を迎えるのが、西中野小学校、第七中学校でございます。同様に、平成22年度から今後10年間、平成31年度までで10校が50年の改築期を迎えるということになります。その後、平成32年度から41年度までの10年間で18校が改築期を迎えます。その後、平成42年度から51年度までは、これはいわゆる統合新校として大規模改修等を行った学校でございますので、ここは築60年を想定してございます。その後、平成52年度から61年度にかけては、谷戸小学校。現在新校舎等の改築などを進めている学校でございます。最後に、平成72年度から81年度にかけては、これから新築校舎を整備いたします統合新校の中野中学校、平和の森小学校ということになります。全部で36校。要するに、改築期を迎えている、あるいは今後近々に迎えてくるこうした学校が、ある意味、これだけひしめいているということを念頭に置きまして、私からのご説明をお聞きいただきたいと思います。

続きまして、A3判の資料1-1にお戻りいただきたいと思います。「学校改築に向けた財政運営のイメージ（改築工事）」というものでございます。冒頭の表題に「仮定」とい

うふうに申しあげてございますけれども、表の上の段をご覧いただきたいと思います。改築につきましては、校舎・体育館・プールの3点セットで1校30億円というふうに仮定をしております。それから、起債充当率につきましては、限度が75%と認められておりますけれども、75%限度額いっぱい起債を充当した場合には、起債残高等の関係で中野区の財政体力が奪われるということが想定されますので、ここでは起債を3分の2の20億円、一般財源を10億円充当していくというふうに仮定しております。

次に、償還の関係で申しますと、民間資金を活用いたしまして、満期一括償還という考え方に立っております。これは、期間10年間で2分の1の元金償還をするとともに、2分の1をこの時点で借り換えをしまして、トータルでは20年間で一括償還を完了する、このように仮定しております。

利子につきましては年利2%と仮定しております。

それから、積立金の活用につきましては、この満期一括償還相当額を毎年減債基金へ積み立てる。20年間積み立てて10年ごとに償還元金に充てるということで、20年間かけて1校分の償還を完了するというものでございます。

次に、一般財源充当につきましては、1校30億円のうち、起債充当の20億円を除く10億円の改築経費、それから起債償還の毎年2%の利子、それから、減債基金積み立てのための、これは一応1校1億円と想定しますけれども、全体としては毎年15億円を一般財源で充当するというふうに仮定しているものでございます。

これらに基づきましてトータルの考え方を述べさせていただきますと、一応私どもでイメージをいたしましたのは、後ほどまた申し上げますが、30校を改築するというのを仮定しております。そうしますと、起債の1校20億円に対しまして元金償還が必要になってきますが、30校分を起債するという事は、600億円の起債、また、それに伴う元金償還が必要であると。

次に、起債の利子の償還につきましては、2%ということで、最初の10年間は20億円借りておりますので、この表の一番左側、起債元金の20億というところと、その下のブルーの2%で4,000万円が10年間続いて、10年たったときに、いわゆる減債基金に積み立てましたその下の10億円と、改めてここで10億円を借り換えて一度一括返済を行います。その後、再借り換えをいたしました10億円を10年後に一括償還するということになりますので、11年目からは10億に対する2%の利子ということで、1年2,000万円、それから、減債基金への積み立てが1年1億円ということになります。これに基づきまして、利子につきまして

は、最初の10年間で4,000万円、次の10年間で2,000万円、掛ける10年、掛ける30校となりますので、償還利子は総額で30校分で180億円。それから、一般財源をそのまま毎年充当していく仮定を10億円としておりますので、これが30校分で300億円、計1,080億円程度の財源が必要になるというものが全体像でございます。1校当たり36億かかるという計算になります。それで、中野区の現状の一般財源充当体力が、例えば10億円しかないよということであれば、これを全部償還するには108年もかかってしまう。そういうわけにはまいりませんので、先ほど15億という数字を申し上げましたけれども、15億円程度をかけて償還するのに60年と仮定しますと、900億かかるということになります。このほかの不足分につきましては180億あるわけですけれども、この180億については廃止をした学校跡地を売却することによって賄う。5校から6校分の売却が必要だという計算になります。それから、900億という数字を60年という年限で割り返したとしても、相当な圧力がかかりますので、そういう意味では、これだけを毎年充当していく可能性が本当にあるのかといったようなことから、事前に改築をスタートさせる前の段階で一定額を資金としてためておかなければならない。これが恐らく100億以上必要であろうというふうに想定をしております、これら全体を考えたときには、早くとも次の再編計画のスタート、あわせて、学校改築のスタート時期は平成28年度ぐらいが妥当であろうというふうに考えているものでございます。

次に、資料1-1をご覧ください。先ほど1-5で見ましたが、既に学校改築時期を迎えている学校や、この10年間で改築時期を迎える学校が10校あるというふうに申し上げました。この10校をそれぞれ毎年1校ずつ改築していく場合に必要な財源につきましては、これは階段状になっておりますけれども、北中野中で説明申し上げたものが2年次、3年次、4年次とずっと横にずれていくということで、10校全体の改築を行い、その償還が完了するには30年かかるということをお知らせしたものでございます。下の薄い黄色のほうの「改築一般財源充当（億円）」をご覧くださいますと、10校改築のために必要な毎年充当すべき一般財源は全体で100億円、それから、その下の黄色は、利子とか減債基金への積み立てが初年度に1.4億、2年度2.8億、3年度4.2億というふうに見ていきまして、10年後にトータルで77億円、11年度から20年度では総額129億円、20年間では206億円、21年目から30年にかけては54億円、計260億円ということで、冒頭の改築一般財源充当額100億円と合わせまして360億円をもって10校の改築を行うということをご理解いただくために作成した資料ということでご覧いただきたいと思います。

全体のご質問はまた改めてお受けいたしますけれども、まずはここまででご質問等がございましたら、どうぞお聞きいただきたいと思います。

山田委員長

はい、どうぞ。飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

最初のほうに説明いただいた、例えば起債元金というのが20億ずつありますが、これは学校を建て替えるための起債を特別に発行するということですか

教育委員会事務局次長

そうです。これはあくまでも学校改築に向けた財政運営のイメージでございますので、校舎・体育館・プールの3点セットの改築を行うためには、1校について全体で30億円の経費がかかる。そのうち20億円については起債、いわゆる借金で賄い、あとの10億円は毎年区の一般財源を充当して、それで30億で改築を進めるというものでございます。

飛鳥馬委員

起債というのは、公募して買っていただくという起債なのですか。そうではないのですか。

教育委員会事務局次長

先ほど「民間資金を使った満期一括償還」と申し上げましたけれども、これは、一般的には指定金融機関を使うことが多いです。ただし、入札などをかけて、いわゆる利子が安いところを選択するということもあり得ないことではないですけれども、他の金融機関が手を挙げてくれるということはこれまではなかなか難しかったです。

飛鳥馬委員

金融機関に頼んで買ってもらったなら、一応2%を見込んで利子を払うということですね。

教育委員会事務局次長

そういうことです。

飛鳥馬委員

その下の「減債基金」というのはどういうものですか。

教育委員会事務局次長

これは一括償還ですから、例えば10年後に20億返さなければいけません。そのうち10億円はまた借金をし直して返しますけれども、あとの10億円については区が用意しなければなりません。もし毎年これを用意せずにほうっておいた場合には、その10年後にこの10億

というのを別にその時点で一般財源として用意しなければ借金が返せないということになりますので、そういう意味で、借金を返すための資金をきちんとためておくということで、全体の負担を軽減して平準化するために設けられた基金を「減債基金」というふうに申します。

飛鳥馬委員

積立金ですか。

教育委員会事務局次長

そうです。これで積み立てていきます。毎年1億ずつ積み立てていって、10年たてば10億円たまりますので、この10億円と、新たに借り入れる10億円、合わせて20億円で、例えば、改築をした北中野中学校の借金の元本を返すという仕組みになっているものでございます。

飛鳥馬委員

わかりました。

大島委員

続きみたいなことなのですけれども、1億ずつ積み立てて10年だと、10年たまるから、北中野中の借金のうち10億返すというところまではわかったとして、でも、北中野中だけではなくて、例えば次の年には第三中の20億が出てきますよね。それを返す分はたまっていないということですか。

教育委員会事務局次長

それでは、ここに書いてある表の中をこれからご説明します。

次に「第三中学校」となっています。2年目に、同じように、起債20億、改築一般財源充当10億、これが30億。ここから同じようにピンクの欄、減債基金の積み立て分と利子の返還分、償還分に1.4億円。3年目、4年目、5年目とずっと逆階段状に下がっていきますね。要するに、この全部の計がその年度に必要な財源になるわけです。それを最初の10年間で見ますと、強い黄色の部分11.4億円から、最後、24億円、これを毎年ここで用意しなければならない。ところが、これは用意できるはずがありません。なおかつ、その下のブルーの欄をご覧くださいますと、借金が倍々ゲームでどんどん膨らんでいきます。20、40、60、80、最後は200億円。この200億円というのが借金としてこの時点まで残っているわけです。これが今度、次の10年間、計20年間で北中野中の分が返し終わっていきます。そういったことを踏まえて、今度はだんだん、ここから借金20億が10億に減ります。要するに

北中野中の分が。そうすると、その10億円分が減って、11年目は200億が190億円となりまして、20年目に100億円、30年たったときに借金がゼロになる。こういう仕組みを活用するというものでございます。

次からもっと驚くことが出てまいります。

大島委員

もともとが民間の資金で200億借りるというお話、20億ずつですか。その借金というのはどうやって返すのかなというのが一番初めに疑問であるわけです。それは、今のこの表みたいにして、結局は、区の財源からためていってその借金を返すという計画だということですか。

教育委員会事務局次長

そういうことです。ですから、北中野中分で1億円を20年間ため続けるわけですね。途中、10年目のときには元本の償還に使いますけれども。次の第三中は、2年次からずっといきまして21年次まで、同じように1億円ずつためていく。あわせて、利子は毎年返していくこととなります。それがずっと北原小学校まで10年間同じような仕組みで、ためて、返し、ためて、返し、それには利子が発生していて、利子分は毎年返していくという仕組みになっております。

山田委員長

現実に中野区の予算規模が今年一般財源で650億。その中でやりくりするというふうに考えたとしても、単年度で一般財源を10億ずつつぎ込むということもあるし、借金の返済に1億と、基金を積み立てる、そんなことが可能なのでしょうか。それも30年にわたってですよ。

教育委員会事務局次長

それが可能かどうかというのはまだ検証はされておられません。ただ、教育委員の皆様と区長との懇談の中では、義務教育施設整備基金への積み立ての話も少し出ておりましたので、やることはやると思います。

山田委員長

今まで中野区が基金として積み立てた中に、いろいろな目的が絡んだものがある。これを新たに学校改築のための基金ということで位置づけて、それを毎年必ず入れていくということが必要になるわけですね。

教育委員会事務局次長

そういうことになります。

山田委員長

それと同時に、単年度の予算の中で10億というものが別に絡んでくるということですよ
ね。

教育委員会事務局次長

はい。

山田委員長

その両立てですよ。

教育委員会事務局次長

そうです。

なお、あわせて申し上げますと、先ほどちょっと申し上げましたけれども、学校の改築
とか大規模改修等のために積み立てている義務教育施設整備基金の平成23年度末の残高予
測が約65億円ございます。ただし、中野中学校の統合新校の建設、その後に平和の森小学
校の建設等も控えております。私の想定では、平成26年度ないしは平成27年度ぐらいまで
には20億とか25億とかこの基金を活用しない限り建設は無理というふうに考えております
ので、このままでいけば、その時点で義務教育施設整備基金というのは、おそらく40億程
度になってしまうであろうというふうに考えております。それも、これからこの改築を進
めるに当たっての難しい課題の一つであるというふうには考えております。これはあくま
でも10校分にしかすぎませんので、36校全部やったらとか、何校までなら再編としても改
築としてもどうにかもつのか、あるいは、財政的にもたせるためにはどういうスパンで改
築をし、その償還をして整理していけばいいのかという手段、方法論、考え方等につい
て、あくまでも現時点ではイメージですけれども、1-2から1-3、1-4にかけて事
務局が想定をしたものがございますので、それをご説明させていただいた上で、実は一番
最初の資料で再度ご説明を繰り返させていただきたいというふうに考えております。

山田委員長

では、そういうことをご説明を受けるということによろしいですか。

では、説明をいただいた後でまた少し協議をしたいと思います。

次長、お願いいたします。

教育委員会事務局次長

それでは、資料1-2をご覧くださいと思います。これは、「学校改築に向けた財

政運営のイメージ」、毎年1校ずつ30校を改築するというイメージを持たせたものでございます。冒頭、1－1でご説明したものを30校分に引き伸ばしをしたものでございまして、これをご覧いただきますと、濃い黄色の部分の「A：充当一般財源所要額」が1年目11.4億から12.8億、14.2億、ずっと横にまいます。その下に「B：充当一般財源（15億）」というふうに入れてございます。これは、さっきの改築するために必要な最初の10億円に、減債基金への積み立て、利子相当額、そういうものを含んで将来を見据えた場合には、現時点から最低でも15億円程度を充当していきませんか、それでも大変な額の不足額が生じてまいります。そのご説明をこれから申し上げます。

充当一般財源を毎年15億ずつ予算に入れていったとしても、その次のピンク、「差額(B－A)」という欄をご覧いただきたいと思います。4年目から0.6億、6,000万円の不足額が発生いたしまして、10年までで最初の3.6億、2.2億、0.8億とマイナスとの関係で不足額が27億円、次の10年間で156億円、次の10年間で210億円、次の10年間で33億円の資金不足が発生します。この総額は426億。なお、全体の償還計画を50年間というふうにしておりまして、最終39年次から50年次には15億円に対してプラスが発生してまいります。100億ちょっとですけれども。このプラス分につきましては、既に償還が50年たちますので、次の改築のためにため込んでおかなければならない、そういう計画イメージを持ったものでございます。この毎年15億円ずつ50年間入れたとしても、トータルで426億円の資金不足が発生する。もちろん借金もした上ですけれども、これが本当に可能かどうかということについては極めて疑問だといわざるを得ません。

次に、今度は資料1－3をお開きいただきたいと思います。これは、同様に「学校改築に向けた財政運営のイメージ」ですけれども、実は20校分しか改築はしませんというイメージです。これで見た場合には、先ほどと同様に、これは40年間で償還を完了させて、なおかつ、トータルの資金不足額は216億円、先ほどの約半分になっているというイメージでございます。ただし、20校改築して、あとは知りません、というそんなことができますかという大きな問題が一方につきまとうというものでございます。

この前に申し上げました30校連続改築、それからこの20校の連続改築、これらを勘案いたしまして、次に資料1－4をご覧いただきたいと思います。「学校改築に向けた財政運営のイメージ（第Ⅱ期実施30校分）」というふうになっております。これは、全体の償還計画を60年間にしておりまして、実は最初20校を連続改築した後10年間は改築を行わないで、31年目から21校目の改築を再開するというので、この21年目から30年までの10年間改築

を行わないことにより、財政負担の圧力を30校連続に比べて下げるという意味合いで、このような計画イメージを持ったものでございます。実は、このⅠ期、Ⅱ期に分けて30校を改築するというのが、この三つのイメージの中では可能性としては最も高いということで整理をさせていただいたものでございます。

ここでA4判の資料1をご覧くださいと思います。これまで申し上げました私のご説明を整理させていただいたものがこれになります。まず1番目、改築としては1校30億円で、校舎・体育館・プールをセットとして仮定をしております。

次の起債でございますが、学校教育施設等整備事業債という起債、借金の対象となる制度がございまして、この起債の充当率は75%が限度でございます。先ほどちょっと申し忘れましたけれども、実は30年連続でやった場合には、一定年限、10年以上にわたって起債残高が300億円というふうになります。そういったことも踏まえてということで、75%限度ではなくて、3分の2の20億円を起債充当し、一般財源を残りの3分の1として10億円、これを充てるというふうに仮定したものでございます。

償還は、民間資金の満期一括償還で、期間10年間で20億円を一括償還しますけれども、この際に減債基金の取り崩しが2分の1の10億円、2分の1を同様の民間から資金の借り換えをしまして10億円、トータル20年間で1校分の償還完了と仮定をしております。

利子は年利率2%。

減債基金につきましては、満期一括償還相当額、1校当たり元金20億円を毎年当該基金1億円掛ける20億円で積み立てる。

次に、一般財源充当でございますけれども、1校30億円のうち、起債充当20億円（3分の2）を除く10億円、3分の1の改築経費及び起債償還の利子2%、減債基金積み立て1億円のため、毎年15億円を一般財源充当と仮定いたしております。なお、都区財政調整制度の中では、学校改築にかかわりますいわゆる需要としての算定を1年10億程度は見ているというふうには言われております。

次に、資金繰りの問題でございます。

まず、積立金につきましては、新たな再編計画による学校改築開始までの間に、義務教育施設整備基金に毎年一定額を積み立てていく必要がある。先ほど申しましたように、現在の義務教育施設整備基金は、このままほうっておけばスタート時期までにおそらく40億程度にしかならない。1校分ちょっとということになってしまいます。ただし、三中とか北中野中をすぐ改築するとした場合には築50年ということになりますが、この義務教育施

設整備基金への事前積み立てによる資金投入はできないということになります。築60年を基本としましても、資金繰りのため、事前の積み立ての必要性和後年度の改築校数及び費用負担の問題から開始時期を設定する必要があるということで、先ほど平成28年度ごろというふうに申し上げました。

次に、土地売却です。これは、しばらく前に調べてみたものでございますけれども、中野区の小・中学校の校地の平均が1校当たり9,500平米。これは借地部分を除きます。それから、路線価。住宅地の中に建っているものが多いですので、住宅地の路線価で見ましたところ、平米当たり37万5,000円。評価額はこの路線価の1.3倍から5倍になるというふうに経理担当のほうで聞いております。ただし、大規模敷地のために道路づけが必要になってくるということから、面積は減としなければならない。ということは、価格は3割程度下落してまいりますので、おそらく、この平米当たり37万5,000円×9,500で出てくる数字程度が売却価格になるだろうと。35億ちょっとということ想定をしております。

それから、先ほど資料の1-2、1-3、1-4でご説明申し上げましたけれども、改築校数30校を毎年1校で30年間連続、20校を毎年1校で20年間連続、全体で30校程度改築として20校連続改築の上、残り10校程度は10年据え置き、31年目から改築再開＝第Ⅱ期と仮定というふうにした場合、ここで財政運営のイメージというものが出てまいります。

まず、30校改築のためには、財源不足補てんのために、実は先ほど426億と申し上げましたけれども、12校程度ないしは10校程度の校地の売却が必要になってまいります。そうしますと、30校改築するために12校売却しましたら24校になってしまうわけで、これは初めからイメージとして矛盾している。ということは、36校全校の改築などはこのような考え方は論外ということになります。

次に、20校改築に伴います一般財源不足補てんのため、築60年を改築の考え方として、事前に積み立てた義務教育施設整備基金——これは、来年度から27年度までにできれば15億円×4年間、60億円程度の積み立てをしていきたいというものとあわせまして、平和の森小学校が移転後、跡地を売却するということを仮定してございます。あわせて、校地売却を3、4校程度しますと、これも義務教育施設整備基金に積み立て、活用することが可能になる。これで20校の財源不足額は何とか賄うことが可能であろうというふうに想定をしたものでございます。

そこで、実は、第Ⅰ期、第Ⅱ期というふうに分けまして、30校連続ではなくて、第Ⅱ期を31年目から改築計画を設けて、ここで10校程度の改築を再開するというふうに想定をし

たものが1-4というものでございます。31年目以降の一般財源不足額は、土地売却益としまして、第Ⅱ期の改築前に2校から3校程度、義務教育施設整備基金に積み立て、活用することによりまして、全体の財源不足額はこれによって補うことが可能だという想定をしたものでございます。次に、31年目以降の改築計画予定校の躯体の耐久年数調査をした上で、必要な補修を行っておかなければならない。50年ではなく60年でスタートということの基本に据えますと、そういう経費も必要になってくる。それから、大規模改修等により、保全対策を施した上で改築を再開しますので、これらの所要額については別途用意をしていく必要があるというものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。今後の議論の中でもぜひしていただきたいものがございまして、特に2「標準面積」、3「耐用年数」で申し上げますと、先ほどは3点セットで50年で30億円、あるいは60年で30億円というふうに申し上げましたけれども、都区財政調整制度上の耐用年数、校舎・給食室が50年、屋体・校庭が40年、プールは30年ということになっております。それで、2「標準面積」ですが、校舎・給食室・屋体・プールにつきましては、それぞれ小・中学校でここに記載のとおりとなっております、中学校で申し上げますと、3点セットの標準面積は8,074平米、これに対しまして、これから改築を進める中野中学校の3点セットの標準総面積は1万2,500平米、1.548倍になっております。ということは、単純に考えると、一般の標準面積の場合の改築費用が30億だとすれば、この1.5倍のこの中学校は一体幾ら金がかかってしまうのだと。で、実は、これを何とか圧縮するために、今、区長を始め関係者が集まって一生懸命知恵を絞っている最中でございます。要するに、用途や機能を変えずに、どうすればそれが可能かということで知恵を絞っている最中でございまして、今後は、規模的な考え方を全く持たずに自由に学校改築を進めるといったような議論は、これまで申し上げましたような内容からすれば極めて困難だし、これはもう無理だというふうに考えております。

とりあえず、私からの説明は以上とさせていただきます。

山田委員長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大島委員

「改築」という言葉でずっときているのですけれども、「改築」と言っても、今ある既存のものを全部壊して新しく建てるというのと、今あるものを補修、メンテナンスといい

ますか、手を加えてというのと二つあると思うのです。これはどちらを想定しているものなのですか。

教育委員会事務局次長

あくまでも全部除却をして建て直すという意味での「改築」でございます。そうでない場合には「改修」ということとなりますが、最初にご覧いただきましたように、中野区の学校は既に50年経過をしているものがありますので、これを幾ら一部改修をしたところで、あと、せいぜい10年とか15年もたせるのがやっとなということになります。そういう意味で、60年を目安に改築をスタートさせる前提として一部改修を行うという考え方に基づいております。

最後に説明をちょっと忘れてしまいました。1－6という資料がございます。財政規模からいっても、改築を進めることからいっても、再編というのは必須の条件であるということが、これまでの私のご説明でご理解いただけたと思うのですけれども、改築をするに当たっては、この「再編校・継続校の改築イメージ」というものを一つの目安にできればというふうに考えております。まず、A校というものを廃止校というふうに想定しております。B校が再編改築校、C校が継続改築校というふうに見立てまして、まず、B校を改築するためにはA校を仮設校として活用する。そのためには、この廃止校につきましては、児童・生徒が在籍のまま再編前に補強してしまうということが必要になります。その上で、A校をB校の統合新校仮設校として利用する。再編校になります。今の九中のようなイメージというふうに考えていただければと思います。ただ、今後はこれだけでは済みませんで、継続をするC校についても、同じように、一たん全部除却するわけにはいきませんので、A校を仮設校として利用して、C校・継続校の改築が完了したらC校に移ってくる。その時点でA校は現実に廃止する、要するに除却をするという考え方に整理させていただいたものでございます。申しわけございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

山田委員長

はい、どうぞ。

飛鳥馬委員長

いっぱいありますので、最後の話からいきますと、仮設で使う場合に、古い学校を使うわけですね。距離的に遠ければスクールバスを用意するとか考えないといけないですよ。特に小学校などは今までと距離があまり遠いところではなく、近いところにとはいかないだ

ろうと思うのです。それまで考えなければ計画にはならないのではないかというような気がします。イメージ図で言えば、仮設校1校だけがあって、そこがあいたら次から次へ使うのか、いろいろな学校が仮設校になる可能性があるのか、その都度改修しなければいけないとか、いろいろな問題が出てきます。そんなことを今ちょっと感じました。

教育委員会事務局次長

ある一定のエリアの中で、継続、再編、廃止ということになれば、基本的にはそのエリアの中で考えることになると思います。それが無理ならば、今、飛鳥馬委員のおっしゃったようなこともあわせて考えていく必要が出てくるだろうと思いますが、これは、想定としても毎年1校ずつとか、そういうイメージですから、あくまでもこれは財政運営のイメージということで、仮説的に組み立てたものですので、それを越えた時点での議論はここではしないほうがいいと私は思っています。

高木委員

大変厳しい財政状況はわかっているつもりだったのですが、改めてひしひしと感じたところです。結論から言うと、現状、統合で、「差し引き」という言い方はよくないですが、校舎としては6校程度なくなるという考え方だったのですが、これは避けて通れないということです。つまり、今までの議論の中で4ぐらいにするような話も出たのですが、財政的に言うとそれは無理という理解でよろしいのですか。変な話、財政的にはもっと減った方がということもあるでしょうし、ただそれは教育の問題もあるので。

教育委員会事務局次長

実は極端な意見も内部の調整の会議の場では出ました。でも、それは極めて難しい話でございまして、一応30校程度というふうに申し上げておりますので、そこにプラスが生じたり、マイナスが生じたりするということは、いわゆる再編ということを現在考えていただいている中では、そういうことは余り固執する必要はないと思います。ただ、このイメージでいけば、現時点では、何とか財源手当をするために5、6校は活用しないと難しいですねということになります。60年間このまま、あるいは10年おいて40年間そのままやっていくわけではございません。いずれかの時点で改めて、その時点での考え方を整理していく必要があると思いますので、今回の場合は第2次を考える上の参考にさせていただくということでよろしいかと思えます。

飛鳥馬委員

そうすると、今の続きで話しますと、1次ときには小規模校解消ということが中心の

話題できているのだらうと思うのですね。今回は、それも含まれますけれども、学校改築——「再編計画」のほうに括弧で、「学校改築」が表に出ているテーマですので、それがかなり比重を増すというふうに考えてよろしいのですか。

教育委員会事務局次長

再編対象校以外の学校を含めて、改築、それから、改築に伴う所要の経費といったものを視点を置かなければ、今回の再編計画は成り立たないのではないかとということが事務局のイメージの中にあってこういうものを整理してみたというものでございます。

飛鳥馬委員

それは大事な確認だと思っております。地域の方は、「うちの学校は小規模でもないよ」と言われたときに、「そうじゃないんですよ。やはり区全体の改築が必要で、そのための再編を考えている」とか、「学区域の変更も考えなければいけない」とか、そういう説明が必要だらうと思っております。

もう1点大きなことで言えば、中学校は特に50年とか60年とかの周年行事をつくってやっている。足立区の校長先生が調べたのですけれども、前に1回ここで言った記憶があるのですが、戦後の新制中学がスタートしたときやはり金がなかったわけですね。でも、子どもは学校へ行かなければいけないし、何とかしてつくらなければとやって、結局、区の予算でいうと、全体の予算の3割以上を教育に使っているのです。3割、4割。今、その時期なのだと思うのです。それがだめなわけですから、新しくつくる。そういう視点で区長にも考えてほしいし、区民にも理解してもらわなかったら、50年先、60年先とやっているだけではなくて、そういうグローバルな観点の説明をしていかないと、みんな予算の取り合いで大変だとは思いますが、教育委員会としては、やはりそうではないのだと。これは、50年前にはそれだけ使っていたとか、そういう認識は必要ではないかなと私は思うのです。

教育委員会事務局次長

これはあくまでも再編・改築というテーマの上につくったイメージであって、学校のことしか述べておりません。そのほかにも同様に老朽化が進んでいる区立施設はたくさんあります。子ども教育部ということで申し上げますと、教育委員会とあわせて児童館もありますし、そのほかにもあるわけです。障害児・者の施設もある。その他の施設もあります。そういったことをトータルで早急に考えて計画化し、それにどういった財源を充てていけるのかといったようなことも考えなければならぬ時期に来ているということです。その

中の一つの大きなテーマとして、この問題や他のそういう子ども関係の施設についても考えていく時期に来ているだろうし、そういう意味からすれば、例えば今回の再編計画の中にはキッズ・プラザという考え方なども整理されて入ってくるということになりますので、そういったことも大きな視点の一つとして考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

高木委員

すごく基本的なところというか、今までいろいろ説明していただいたのですが、仮に、利子を入れないと1校30億、30校としますと、900億。50年かけてそれをやっていくというのと、 $900 \div 50$ ですから18億。だから、お金を借りないで積み立ててやるとすると利子がかからないですから、変な話、本来18億ぐらいは毎年積み立てておかなければいけなかったということですかね。それは、ほかの区も含めてそういうシステムだと思うのです。今後そういう視点を持って、今、次長から説明があったように、区立小学校以外の建物も含めて、そういう観点で我々もやっていかないといけないということなのではないでしょうか。

教育委員会事務局次長

実は、先ほど、都区財政調整制度上のいわゆる「需要額の算定」というものでは、色はついておりませんが、おおむね10億程度は計算で入っているというふうに申し上げました。実はこの学校改築にかかわります都区財政制度上のルールとして、体育館とプールにつきましては、昭和61年度から、校舎につきましては昭和62年度から、この需要額に単位費用という形で、「単位」というのは、改築の場合には、その自治体の区の学校数になるのですけれども、これをきちんと計算して需要額として算入されているというふうに東京都は言っておりますし、当時の方針等を読んでもそのように明示されております。したがって、本来であれば、昭和61、62年度から既に20年後、30年後には目に見えていたこの学校改築を目指して、そのための所要額を、半分ぐらいしかもらっていませんけれども、積み立てておく必要があった。ただし、それはいつの間にかいずこかへ消えている。現在残っているのが先ほどの、他の要因で積み立ててきた義務教育施設整備基金が23年度末、想定で65億円となっているというものでございます。

山田委員長

先ほど都区財政調整という資料をいただいて見たときに、おそらく都は耐用年数のある程度定めていますので、それについて、国であれば地方交付金、東京都では財政調整交付金ということで、ひもつきではないにしても多少は入ってきた。それを積み立てていなか

ったということはあったと思うのです。

それともう一つは、先ほど飛鳥馬委員もおっしゃっていたように、区民のための施設というのをいろいろ持っていますよね。その中で教育施設をどのくらいの位置づけに持っていけるかというのが大きなところではないかなと。第一義的に予算の中で、子どもたちのための基金とか、それを充当する一般財源をきちんと確保してほしいということは、どのくらい通るのか。ほかのものとのせめぎ合いは当然あると思うのです。なおかつ、子どもたちの安全な生活を考えたら、築50年を経た学校がもう出てきているということの事実もあるので、その辺をきちんと説明して区民理解を得るということを大至急やっていかなければいけないだろうというふうに思います。

もう一つは、売却というふうに簡単におっしゃいますけれども、売却というのが絵にかいたもちのようになってしまうのではないかなと。要するに、今まで学校があるということは大切な財産だと思っている地域の住民がたくさんいる中で、「ここは残念ながら売却しますよ」ということの協力を得ることだけでも大変ではないかと。ですから、充当するものとしての売却益というのは非常に難しい話ではないかなと。でも、それがないと、実際にこのフレームが成り立たない。この辺の説明をしてどのくらい協力が得られるか。これは、次年度が始まったら早急にいろいろなところで話をしていかなければいけないのではないかなというふうに思いますし、それが可能であれば、今次長がお話したような、当座20校程度ということに着手できるかどうかではないかと思えます。私たちが再編計画の粗々を最初に打ち出しましたけれども、中後期については、もちろん適正規模の学校をつくるということが第一義的なものでありますが、その中に、教育委員としても今日の資料でわかりましたように、財政の問題、耐用年数の問題、この辺も踏まえてもう一度説明をしなければいけないということが一番大切なことかなと思えます。

教育委員会事務局次長

今の委員長の冒頭のご発言の中で、区立学校の位置づけですけれども、単なる学校教育施設だけではなくて、安全・安心のための拠点施設でもあります。そういったことを踏まえますと、地域の中の拠点の施設だという位置づけをきちんとした上で、学校をこれからどうするのだということと考えていかなければならないし、考えていただかなければならないものであろうというふうに私は考えております。

それと、跡地の売却というのは実は極めて難しい話でございまして、逆に、売れそうな土地は残って、売れそうにない土地が何かしら売却用地としてというようなことをしてい

たのでは、おそらくこの考え方は整理がつかなくなってしまうだろうというふうに思います。

飛鳥馬委員

それは非常に難しい。売れそうな土地を先に売って、その学校をつぶしてしまう、売るのが先だなんて、そういうことにもなりかねないというのは。

売るタイミングも非常に難しいのだと思うのですけれども、きのうの新聞か何かに、東京都内の都心に今どのくらいの高層ビルが計画されているか。中野の警大跡地にも2棟が建ちますよね。それが入っているわけです。新聞の記事は何かというと、貸しビルは余っているんだ、部屋は空いているんだ、これで埋まるかねという記事ですよ。そういう時代に学校を売って、ビルを建ててこられるかどうか、そういうことまで考えないといけないし、売るタイミングは非常に難しいところがあると思う。ただ、そんなことを言っていたら財源はない。学校は大変貴重だし、地域の宝だけれども、私は売らざるを得ないと思うのです。売らなければどこからも金が出てこないという感じがするのです。何か雑談みたいで申しわけございません。

教育委員会事務局次長

少なくとも、既に廃止をした学校について売却可能なものがあれば、それは積極的に売却していく必要があるだろうなと思っています。あえて名前は申し上げませんが、例えば北のほうにある中学校とか、幾つかあるわけですから、そういったところに積極的に対応していく必要があるだろうと。そうすれば、スタートするための資金は一定程度確保できるということにもなると思います。

大島委員

私は、『建て替えたいけどお金がない』なんて急に言い出すと、何でためておかなかったんだ」という区民の方からの非難の声が聞こえるような気がします。会社で言えば、使途不明金ではないですけれども、何となく、「どこへやっちゃったんだ」という非難が聞こえるような気がして非常に心苦しいのです。教育委員としても責任を感じてしまっているのです。まあ、それはしょうがないことなのですが。

それと、資金の点では売却のことも必要だと思いますし、今のご説明でいろいろ状況がわかったのですが、例えば、戦後、焼野原で学校をつくろうなどというときは、お金もないし、もしかしたら地域の方とかの寄附などというものもあったのではないかと推測したりするのですけれども、今回、そういう意味で寄附を募るなどというような余地はないの

ですか。募っても、あるかどうかもちよっとわかりませんし、また、今言った非難の声からして、「何でそんなことを要求するんだ」みたいな抵抗もあるかもしれないのですけれども、一つの方法としてどうなのだろうかと少し思うのですが。

教育委員会事務局次長

先ほど昭和61年、62年の財調制度上の需要額算定の話をしていただきましたけれども、財調制度というのは、要するに、それで交付された交付金は一般財源ですので、色がついているわけではありません。ある意味では、その区の区政運営上必要な施策に配分して使っていくというのが基本ですから、中野区ではこれまでの財調交付金については、そういう意味で全体の区政運営を考えながら一般財源として活用してきたということですので、その部分と、東京都が言っている算定上の収支の部分とは切り離してお考えいただいていたほうがいいと思います。本来そうしておくことが望ましかったことは間違いありませんけれども、財調交付金というのは、繰り返し申し上げますが、色がついておりません。いわゆる一般財源だということでご理解をいただきたいと思います。

大島委員

使途不明というのに当たらないと。

教育委員会事務局次長

はい、全く当たりません。

大島委員

済みません。それは別に法律的な意味で言ったのではないのですけれども。ただ、区民の方の意識として、何年かたてば改築資金というのは当然必要なのに、教育は国家百年の計ではないのですけれども、そういう意味からすると、ためておかなかった責任はやはりあります。

高木委員

民間の場合は、会計の場合は減価償却費があります。当然、株式会社の場合、損金計上できるというメリットもあるのですね。私ども私学は、基本的に収益剰余は税金がかかりますが、私立学校会計基準でも減価償却費はあります。ですから、校舎を建てて、やはり同じように50年なら50年間、その分を積み立てておかないと収支が赤になってしまうのですね。日本の場合には、そういうシステムがなぜか公会計にはないので、ある意味で融通がきくといえますか、足りないところに出せる。あと、比較的起債がしやすい。私ども、借金するときは、経営がある程度いいと、私学事業団というところが公的にも貸してくれ

るのですが、ちょっと経営が厳しくなると貸してくれない。民間で借りると今度は2%だと。とんでもない金額では借りられませんので。まあ、よくはないのですが、そこは中野区以外もそういうことでやってきたのかなという気がします。

子どもとしては、この財政のことは常に頭の中に入れつつも、やはりいろいろな形で教育上どういうふうに組み合わせができるのかということ。ただ、先ほどの空いている校舎を使うというのも、うまく使えば、子どもたちや周囲の住民の方にご負担をかける割合が少ないので、玉突きではないですけれども、ビリヤードのような状況でやっていかななくてはいけないので、そこも念頭に置きながらやるということによろしいのではないですか。

教育長

財調については、一つ一つが区に交付するための一つの考え方で積み上げているというふうに考えていただければいいと思うのです。強いて言えば、昭和60年後半ぐらいから高齢者問題というのは非常に多くて、中野区でも、特養とか在宅サービスセンターとか、そちらのほうにシフトしていった時代で、相当つくってきたということを考えると、さっき次長が言ったように、その時代、その時代の行政需要に対応してきたということで、反対に言うと、改めてこの時期になって学校施設をどうしていくのかというのが焦点になりつつあるということだと思っております。それを私たちが行政の最優先に掲げたいということをごだけアピールしていけるかということになるというふうに思います。委員のみなさんのお話を伺っていて、今度の再編計画については、再編する学校ではなくて、中野区全体の学校施設をどうしていくのかということ念頭に置いて、ある意味、中野区でグローバルに考えていくということを中心に据えていくということをおアピールしていかなければいけないのかなというふうに思いました。

山田委員長

財政上の問題は非常に大きな問題だと思います。先ほどの都区財政調整というのは、確かに一般財源で入ってくる。国も同じで、昔は地方交付金という形でかなりひもつきのを入れていたのですけれども、今は一般財源化ということをおうたって、その地域で必要なものに使ってほしいというふうにお方向転換していますので、都が幾ら「そういったことで出しているよ」と言っても、それは方便であって、都からは「区民に対してのものに使ってほしい」ということを言われていると思うので、それはいたし方ないかなというふうにお思います。

また、最後のこの資料1-6は、私たちが前期の再編をおやったことの一つの反省をお受け

て、こういったシミュレーションは大切だと思います。新しく再編・統合したところで直すのではなくて、きれいに整ったところで新しい学校を開校するという基本スタンスだと思いますし、このイメージ図は非常に大切だと思います。これは、小・中に限らず、小学校、中学校の枠を超えてこのイメージを持っていけば、少し柔軟に地域の中で関係づけるようなことも考えられるかなというふうに思いますので、これを頭に入れながらこれから進めていかなければいけないのかなというふうに思います。

飛鳥馬委員

もう1点お聞きしたいのですが、さっきの1枚目の資料の裏側に、財調の話で「標準面積」とか書いてある表がありますね。そこに「国庫補助基準面積」というのが出てくるのですけれども、この基準より超えた分は補助が出ないというのがあるのでしょうか。減らされるのでしょうか、どうなのですか。

教育委員会事務局次長

これは、超えたから減らされるとか増えるとかいうよりも、補助基準がありまして、その補助基準に基づいた国庫補助しか出ません。中野区が公立学校を改築しようとしても、国庫補助のものがほとんどないと考えていただきたいと思います。これはあくまでも基準面積としてはこれですから、それを超えてしまった場合には、超えた部分はすべて単独で負担するのですよと。基準面積だって、それを全額国庫が補助してくれるわけではなくて、そのうちの補助率を掛けたりとか、そういういろいろな計算をした上で出てくる数字が国庫補助であるだけの話です。10分の10で補助がされるとかそういうことではありません。

飛鳥馬委員

ほとんど補助がないと考えていいのですか。

教育委員会事務局次長

中野区の場合、特別区の場合にはほとんどないというふうに考えていただいて結構です。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

飛鳥馬委員

中野区として、今まで区債というのを発行したことはあるのですか。区債というのは、区で債券を発行して、東京都とかほかの区で発行しているような一般公募のものはないのですか。

教育委員会事務局次長

一般公募はありません。基本的には、民間資金といった場合には、先ほど申しましたように、銀行に所有してもらおう。

飛鳥馬委員

さっき大島委員が寄付を募ってはと言ったけれども、学校で、そういうのはできるのかなと思ったのですが。

教育委員会事務局次長

最近はほとんど聞きませんが、ミニ公募債のようなものがこういうものの融資に充てられるかどうかというのは、おそらく今はほとんど使っていないと思うのですが、その辺、私も調べたことがございませんのでわかりません。

飛鳥馬委員

幾つかの区でやっていますよね。内容はわかりませんが、募集していました。

山田委員長

それでは、資料1についての協議はこの辺で終わらせていただいて、また、この次のときにこの資料に基づいた協議もあるかと思えます。

では、続きまして、資料2から4について事務局から順にご説明いただきたいと思えますので、事務局、お願いいたします。

まず資料2のほうですね。

副参事（学校教育担当）

資料2「特別支援学級の整備状況」についてご説明いたします。お手元の資料は表面と裏面になっておりますけれども、まず、現在の設置状況については、表面の上の表のとおりとなっております。裏面をちょっと見ていただきたいのですが、「●」と「■」になっているところが既に設置されているところがございます。「☆」と「★」が今後の設置予定というふうなところです。南北のバランスですとか、こちらの表を見ていただけたらというふうに思います。

表面に戻っていただきまして、設置状況との兼ね合いでちょっと補足をさせていただきたいと思えます。特別支援学級の設置に当たりまして、面積を表の中に入れていただいておりますけれども、特に面積について基準等があるというわけではございません。学級数を見ていただきますと、難聴ですとか弱視については1学級ということですが、基本的には3学級で学級運営ができるということを想定して、それに対応できる環境を整えるということで面積をこういう形で整備をしてきたということがございます。

この再編との関係でいきますと、裏面で見てくださいと、整備については南北東西
どういう配置で整備していくかということは考慮して整備を進めてきています。今までの
計画というのは、再編に伴ってこちらの学校が再編の対象になった場合は基本的には再編
校につくるということを想定しながら考えてきていますけれども、これからについては、
再編校にただ移すというだけではなくて、地域のバランス等も考えていく必要があるかと
いうふうに思っております。

あと、表面の2「今後の整備予定」でございます。現在、若宮小学校に3学級の規模を
想定しました情緒等の学級を整備して、4月にはもう開設ができるというところで工事も
終わっているところでございます。

それから、知的障害の学校につきましては、先般、中野神明小学校ということで案をお
示ししましたけれども、「特別支援教育推進のための考え方」の中で校名を示しまして、
平成25年4月に開設ということで、今、予算等の計上と具体的な準備を進めているところ
でございます。こちらもいずれも3学級ということです。

あと、「特別支援教育推進のための考え方(案)」と「10か年」の中で示しておりますの
は、情緒障害等の学級の網かけになっているところです。こちらにつきましては、いずれ
も3学級という最大規模を想定していて、今のところ、校名というのはお出ししていませ
んけれども、下の※のところをご覧いただきたいのですが、情緒障害については中央線以
南に1校の増設予定ということで考えております。それから、中学校については1校の増
設予定ということ。時期につきましては、「10か年計画」、それから、お示ししてい
ます「考え方(案)」の中では、「10か年計画」のステップ4、平成28年度以降というこ
とで整備を予定しておりますけれども、一方で、「考え方」の中で、情緒障害の学級につい
ては需要も多いということと、東京都のほうで平成28年度から特別支援教室と巡回指導を
実施するという方向での検討が進み出しておりますので、その拠点となるというような位
置づけで整備を急ぐ必要があるという考え方はお示ししているところでございます。

あと、ちょっとご説明が漏れてしまいましたけれども、面積の中にどういうものが入っ
ているかということが、2の表の下の※1の中にお示ししてあります。この面積の中には、
学習室、プレイルーム、教材の準備室、先生たちが活用する部屋、それから専用の学級倉
庫というようなものが入っております。

私からの説明は以上でございます。

山田委員長

ありがとうございました。

続きまして、資料3のご説明をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

資料3のキッズ・プラザの整備状況についてご説明させていただきます。資料2と同様に、1のほうで現在の設置状況、2のほうでは今後の整備予定（案）という形でお示しをさせていただきます。

設置状況でございますけれども、四角で囲われている部分、現在7校のキッズ・プラザの整備が完了してございます。平成20年10月から順次整備を進めてございまして、ご覧のように、教室転用型、また体育館に併設型という形、武蔵台小については単独のプレハブという形で施設のほうを整備してございます。基本的に、部屋数につきましては、※1にありますとおり、キッズ・プラザの活動室、学童クラブ室の部屋数を記載してございます。面積についても同様で、四捨五入という形で概数を記載しているものでございます。

今後の整備予定でございますけれども、平成25年につきましては、現在、谷戸小が工事中でございますが、校庭のほうの整備終了後に開設をしていきたいということで予定しているところでございます。また、平成26年度以降につきましては、地域生涯学習館廃止後の施設転用等も検討させていただきまして、ご覧のような形で整備を進めていきたいというのを案という形でお示ししているものでございます。

裏面のほうに配置図を記載してございまして、黒く塗りつぶした網がかかった部分が既に開設している部分、白い部分が開設予定の案という形でお示した部分でございます。

以上でございます。

山田委員長

ありがとうございました。

続いて、資料4をご説明いただけますか。

副参事（学校再編担当）

それでは、次に、学校再編担当より、資料4「小中学校の現状と今後の各種整備の予定」についてご説明いたします。ただいま資料2及び3によりまして担当副参事よりご説明いたしました特別支援学級とキッズ・プラザの現状等について、小・中学校ごとに表にしたものでございます。表面が小学校、裏面が中学校となっております。

まず、小学校でございますけれども、統合対象校でございます1番の桃園小では、既に固定で知的特別支援学級が設置されておまして、案では、平成27年度にキッズ・プラザ

設置予定といった表でございます。同じく、16番の若宮小でも、平成24年度に通級の情緒特別支援学級が設置されまして、平成26年度にはキッズ・プラザも設置予定であり、この統合対象校の2校では両施設が整備されるといった状況となります。

逆に、こうした設置、または整備予定のない学校といたしましては、8番の鷺宮小学校、11番の向台小学校の2校がありまして、その他の統合対象校ではいずれかが設置済み、あるいは設置予定というふうになってございます。また、大和小と若宮小の組み合わせでは、これまでの協議で既に個別の課題として挙げさせていただいてございますけれども、それぞれの学校に設置されている特別支援学級の知的固定学級と情緒通級学級について、統合新校の開校に当たってどのように整備していくか、対応していくかについて、先ほど地域バランスというお話がございましたけれども、そういった課題がございます。

なお、ここに示させていただいている整備予定につきましては、統合対象校における特別支援学級、あるいは特にキッズ・プラザの設置については、あくまで現時点での現有施設整備での予定案でございます。統合の組み合わせでの新校の位置等について確定するものではございません。したがって、協議における資料としてご確認いただければというふうに考えてございます。

同様に、裏面の中学校をご覧ください。こちらについてはキッズ・プラザ整備はございませんので、特別支援学級の状況についてとなります。第四中学校では、既に固定で知的特別支援学級が設置されておりまして、第九中学校の通級の特別支援学級につきましては、平成24年度から統合新校の中野中学校へ引き継ぎ、引き続き設置されるものでございます。

私からの資料4の説明は以上でございます。

山田委員長

ありがとうございました。

では、今の資料2から4についてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

教育長

質問ではないのですが、地域生涯学習館の廃止については、先般、学習スポーツ担当がご説明させていただいたと思うのですが、その後の活用について、今、事務局で、区長部局と一緒にですが、キッズ・プラザの転用が考えられないかということを検討するというところで準備を進めている状況です。まだ決定ではありませんので、その辺お含み置きたいと思っておりますし、別の場面でそういう転用の方法についてご意見がありましたら出していただければというふうに思います。

大島委員

この特別支援学級とキッズ・プラザの場所として使うということと学校再編との関係なのですけれども、再編ももちろんどうなるかわからないのですが、仮にある学校を再編で廃止校にしようというふうにしたときに、そこに特別支援学級がある、あるいはキッズ・プラザがあると。例えば、最近お金をかけてつくったり改修したというようなことがあった学校を廃止しようなどと仮に考えたときに、そういう改修したりした費用がむだになるという関係が出てくることもあるのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

確かに、キッズ・プラザの整備が学校再編の中でどのような形になるかというのは今後の話になりますが、その投資につきましては一定の整備費用がかかっているというところもございますので、再編によりまして他の学校のほうに機能を移転していかなければいけないということも考えられるということで、一定程度そこで投資した経費については他へ移転するというところで生かしていくということで考えていきたいと思っております。

山田委員長

今、大島委員がおっしゃったことは非常に難しい話だと思いますね。私たちも中央中の体育館のことなどを考えると、あそこは再編・統合対象だったので余り改修もしないでやろうといったところが、今度の震災があったということもあるので、今後、再編計画をどこでスタートさせるかということが一番大切であって、その間にやらなければいけないことは粛々とやらなければいけないのではないかと思います。

あと、地域生涯学習館の転用については、一つの考えとしてキッズ・プラザはどうかというのが示されていますが、そのほかにいろいろな考えもあるのではないかと思います。私などは、学校の図書館の地域開放型を考えたときに、そういった場所に転用できないこともないというふうにも考えられるわけです。一つの地域図書館の考え方。図書館の考え方の中に、学校の図書館を何とかしていこうということですが、学校の図書館はどちらかというと、2階とか、警備上の問題もあるということですから、そういう考えも一つあるのかなと思います。キッズ・プラザという考えも一つあるのではないかなということで、大きな議論の中での一つの考え方だと思っています。

また、今日の資料の2番、3番については、それこそ統合とか再編を考えていく上で、今、特別支援のことが非常にクローズアップされているので、それも再編との絡みで確保しなければいけないということもありますし、また、学校の中にキッズ・プラザもつくっ

ていかなければいけないといったこともあるわけです。ですから、再編・統合をきちんとやっていかなければいけないということにもなるかと思います。そういった意味で、再編・統合が必要である、こういった付加価値を地域にきちんと出すのだということによっていく一つの資料になるのかなと思います。

大島委員

考えてみますと、再編でまた新しい校舎をつくるとか、そういうことを開始するのは平成28年度ぐらいになりそうだという先ほどのお話もありますし、一方、キッズ・プラザとか特別支援学級の整備というのは、それがはっきりするまでは進められないというような問題でもないので、やはりそれを待っているとかいうことはできない問題なので、整備のほうは今からできるところはどんどんやっていくということで、ちょっと切り離して考えないとだめだなと今思ったところです。

教育長

再編される、統合される学校に特別支援学級とかキッズ・プラザを入れていくというのは、それぞれの施策の目的でも必要だということもあるのでしょうけれども、先ほど飛鳥馬委員がおっしゃった学校の地域における位置づけというのが、地域の拠点、コミュニティの拠点というようなことでこれから私たちは進んでいこうとしているのだと思うのです。だとしたら、キッズ・プラザであったり、特別支援の学級を設置していくことによって、そうした観点からも地域のコミュニティの核になるというような位置づけもできるのではないかなというふうに思っているところです。

高木委員

一つ質問は、地域生涯学習館のキッズ・プラザ転用に私も賛成なのですが、全部をキッズ・プラザに転用すると面積は余ってしまいますね。だから、今の案としては、基本はキッズ・プラザに充当して、残りは学校に帰属というふうな流れなのか。その中で、今委員長がおっしゃったように、可能であれば、地域開放型の学校図書館を中野区に幾つかつくっていくというのはすごくいいのかなと私も思います。そこが質問の1点。

あと、資料4「小中学校の現状と今後の各種整備の予定」の小学校の桃二小で、平成23年度・在宅サービスセンター廃止、改修工事、供用開始とあるのですが、これは廃止した後何になって、何に供用開始になるのか、ちょっと教えていただきたい。

副参事（学校・地域連携担当）

確かに、地域生涯学習館は、面積等非常に大きな部分がございますので、すべてを使う

という形はなかなか想定できないのかなという部分もございます。それ以外の用途等についてもあわせて検討していく必要があるかというふうに考えてございます。

教育長

地域生涯学習館は、学校が使っている時間帯は基本的には学校の施設なのでですね。学校によっては視聴覚室とか家庭科室であったり、それを地域の方が使っているということで、学校が本来目的の施設でもあります。学校によって施設内容が少し違うのですけれども、地域生涯学習館でなくなったときに、学校側の「自分たちが使いたい」という思いも多分あると思いますので、意見は参考にしながら、学校の意向等も十分調整をしていきたいというふうに思っています。

山田委員長

桃二小の件はどなたかわかりますか。

教育委員会事務局次長

実は、今年度末をもって在宅サービスセンター廃止、その後につきましては、学校の児童数の今後の動向等も踏まえながら教室に戻す。例えば、図書室をこちらに持ってきて、図工室をデイサービスセンターの跡に持ってくるといったような、そういうやりくりをしながら、図書室の跡を普通教室にして増やす、そういったようなことをして、ある意味で全体を教育施設に戻すということをする予定で現在検討を進めて、予算化を図ろうとしているところでございます。

高木委員

その場合、桃二小は今、キッズ・プラザがないですね。多田小のほうは、在宅サービスセンターを廃止してキッズ・プラザにする方向が出ていて、桃二小は今のところそういう予定がないというのは何か意味がありますか。予算の関係ですか。

教育長

桃二小は、今も次長が話しましたように、児童数が増えている状況がありまして、教室が相当足りなくなってきているのです。そこで、在宅サービスセンターを廃止して、結果としては普通教室数を増やそうということにしていますので、キッズ・プラザを入れる余裕がないということです。

山田委員長

桃二小自体がかなり古い学校であることは確かですし、今、在宅サービスセンターがあるのは道路を隔てたところですね。校地としては使い勝手が非常に悪いところ。ただ、在

宅サービスセンターが入ったときに、交通の問題があつて、子どもたちの安全が非常に脅かされている現状もあるので、学校施設として戻すというのが一つの考え方で、それをどのようにするかは桃二小の現状に沿ったことでやるしかないのかなど。確かに、あそこは児童数が今年増えていますよね。来年度も増える予定ですよね。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

それでは、今日ご協議いただいた件につきましては、引き続き、また協議の場を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

山田委員長

以上で、本日の日程を終了いたします。

これをもちまして、教育委員会第1回臨時会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時40分閉会